

地域でサロンをひらきませんか。かかった費用の一部を助成します。

ゆい ゆい

町内会・自治会活動応援



交流会 助成



福祉のまちづくり をめざして

社会福祉協議会では、地域にお住まいの方々が、お互いに連帯感をもって、よりふれあい豊かで魅力ある地域社会づくりを行う活動を応援しています。

「ゆいゆい交流会(サロン)」って何？

高齢者の介護予防や閉じこもりの防止、住民同士のつながりを目的に、町内会及び自治会等が主催する地域住民の交流会です。



ゆいゆい交流会への助成について

□助成の要件

- ◆ 参加者が5名以上で、全参加者に占める60歳以上の割合が、過半数を見込める交流会であること
(助成の対象となる交流会の内容は右記参照)
- ・ 地域の会館や集会所、公民館等の施設を利用した地域内での交流会であること
- ・ 地域の老人クラブ等の団体が、会員以外も参加対象として町内会等の範囲で実施する場合も可
- ・ 複数の町内会等が合同で実施する場合も可

◆助成金額

- ・ 参加者1人に対し300円(上限) ※年2回まで
- ・ 1回あたりの助成額は30,000円まで(上限)
- ・ 年齢制限はありません。

例)対象となる交流会の内容

- ・ 会食、レクリエーション等による高齢者同士または高齢者と各世代間との交流
- ・ 体操、運動、レクリエーション等、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止に効果がある交流会
- ・ 町内会以外の特定の団体の趣味の集まり
- ・ 忘新年会や町内役員会後の懇親会
- ・ 伝統伝承行事、催事、仏事、神事及びその後の直会などは対象となりません。

皆さまからの
善意が地域活動
につながっています

この活動は市民の皆さまからご協力をいただいている**会費**を財源として行われます。
～社協会員会費や赤い羽根共同募金は「福祉のまちづくり」の活動のために使われています～

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会各支所へお問合せください

ゆいゆい
YUIYUI



交流会を開催したいという
熱い想い

助成

※年2回まで助成
※一人300円(上限)
※一回あたりの上限は
30,000円まで

③報告

【提出書類】
「実施報告書(様式4)」
「参加者名簿(様式5)」
「助成金請求書(様式6)」



交流会の内容に
困ったら社協の
「**無料出前講座**」
をご利用ください。

②開催



①申請

【提出書類】
「助成申請書(様式1)」
(開催予定日の2週間前
までに提出)

決定

ゆいゆい
YUIYUI

■交流会などのイベントにご活用ください

□社協職員による無料出前講座

- 地域づくりについて
- 軽体操で介護予防
- 趣味やゲームなど
- 介護保険サービスについて
- 上手な介護のしかた

…など詳しくは社協職員まで

□レクリエーション用具貸出

- 風船バレー
- 輪投げ
- スカットボール

…などほかにもたくさんのレクリエーション用具があります。
貸出用具の種類や貸出方法など詳しくは社協職員まで。

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会
「ゆいゆい交流会」助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止、住民同士のつながり強化を目的として、町内会及び自治会等（以下「町内会等」という。）が主催する地域住民の交流会「ゆいゆい交流会」（以下「交流会」という。）を支援するため、その経費の一部助成を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、次の各号に掲げる交流会を実施する町内会等とする。また、複数の町内会等が合同で実施する場合も助成の対象とする。なお、地域の老人クラブ等の団体が、会員以外も参加対象として町内会等の範囲で実施する交流会についても助成の対象とする。

(1) 会食、レクリエーション等による、高齢者同士又は高齢者と各世代間との交流会

(2) 体操、運動、レクリエーション等、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止に資すると認められる交流会

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる活動は、助成対象としない。

(1) 町内会等以外の特定の団体会員だけや趣味の集まり等、参加者が限定される活動

(2) 町内会等の総会、役員会後に行われる懇親会や忘年会、新年会等の宴会

(3) 伝統・伝承行事、祭祀、仏事、神事とその後の直会等

(4) 旅行、行楽、観光等を目的とした行事

(助成の要件)

第3条 助成の対象となる交流会は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 実施対象地域の全世帯を対象とした参加者が5人以上で、全参加者に占める60歳以上の割合が、過半数見込める交流会であること。

(2) 交流会が、社会福祉協議会の会費や共同募金配分金からの助成を受け行われていることを周知すること。

(実施場所)

第4条 交流会は、地域内の会館や集会所または公民館等、地域住民が参加しやすい場所で行うものとする。

(助成金)

第5条 助成は、交流会の実施対象地域に居住する市民を対象に行うものとし、参加者1人に対し300円を上限とする。

- 2 助成回数は、年2回までとする。
- 3 参加人数に関わらず、1回あたりの助成額は30,000円を上限とする。

(実施申請)

第6条 助成を受けようとする町内会等は、ゆいゆい交流会助成申請書(様式1)を、交流会実施の2週間前までに社会福祉協議会に提出するものとする。

(助成の決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、助成の可否について申請内容を審査し、助成を決定したときは、ゆいゆい交流会助成決定について(様式2)、また、却下したときは、ゆいゆい交流会への助成について(様式3)により通知するものとする。

(実績報告及び助成金請求)

第8条 町内会等は、交流会を実施後速やかに、次に掲げる書類を社会福祉協議会に提出しなければならない。

- (1) ゆいゆい交流会実施報告書(様式4)
- (2) ゆいゆい交流会参加者名簿(様式5)
- (3) ゆいゆい交流会助成金請求書(様式6)

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の書類が提出されてきたときは、速やかにその内容を確認し、適切と認めるときは、ゆいゆい交流会助成金交付通知書(様式7)により通知の上、助成金を交付するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。